

「復興」から考える観光の再定義

Redefinition of Tourism in terms of “Recovery”

井出 明*

Akira Ide

摘 要

「観光」の定義は数あれど、確定的なものは未だ確立されないままである。本稿では、「災害からの“復興”という観点」から観光の定義を再度問い直し、単なる娯楽や享楽を越えた観光の本質的意義を掴もうとしている。結論として、その意義を「接近の方法」と名付け、観光の新しい可能性を提唱した。

1. 「観光」の意味を考える営み

「観光とは何か？」という根元的問いは、観光学者をして永遠に悩ませ続ける難問であろう。多くの研究者がこの難問に挑戦しているが、未だ確定的な答えは得られていない。そこで、そもそも観光の定義がなぜできないのかという点について考察を深めておきたい。

深見(2009)などでは、観光政策審議会における議事録を手がかりに、政府機関における観光の定義の変遷について言及している。21世紀を迎えた現在、政府は観光の定義をどのように考えているのであろうか。実は、政府は観光を定義することをあきらめてしまっているというのが現状である。

2006年に成立した「観光立国推進基本法」においては、観光に関する定義規定が何もおかれていない。通常、新規立法を行う場合、第1条に目的規定をおき、第2条に定義規定をおくことになる。私が元々専門としていた情報通信法制の分野において例を求めてみよう。たとえば、誰もが皆、名称を知っているであろう「個人情報保護法（正式名称は、個人情報の保護に関する法律）平成15年5月30日法律第57号」は、第1条で、本法の目的を「この法律は、（中略）個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」とともに、第2条の定義規定において、「この法律において“個人情報”とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別するこ

とができるもの（中略）をいう。」と記し、「個人情報」に明確な定義を与えている。

翻って観光立国推進基本法を鑑みれば、第1条で目的規定をおいているものの、第2条で定義規定をおいてはいない。これは、観光の定義を断念したことに他ならない。つまり、本法は、「観光とは何かは定義できないが、観光を推進していこう」という法律であり、「観光とは何か」を確定できなくとも、現実には問題が生じないということの意味している。それどころか、無理に定義規定を作るとは観光振興の抑止力として働きかねない危険性すら考えられる。例えば、日本交通公社編（2004）の『観光読本』では「人間の自由時間（余暇）活動」を観光の定義の核心にしているが、これでは完全な業務出張で行うコンベンションへの参加は観光の定義から漏れてしまうことになる(注1)。どだい、日本人の観光行動にはビジネスに附帯した“兼観光”も多いため、余暇を強調することは観光の本質を考える上では適切ではない。その結果、観光の定義をあえて避けることこそが観光振興に役立つというパラドキシカルな状況が出現することとなる(注2)。

ただし、実務上観光を定義することが得策でないという現状は、講学的に観光の定義を試みるのが無意味であることを意味しない。例えば、法学部における基幹科目である行政法の教科書には、「行政とは何か？」という問いかけが必ず記されており、原田(2005)をはじめとする多くの行政法学者がその問いに対して自分なりの答えを出そうとしている。行政の定義については、確定的なものは未だになく、学説によってその意味内容は異なっている。にもかかわらず、行政機関は日々行政活動を行い、国民に対して行政作用を及

* 首都大学東京大学院都市環境科学研究科 観光科学域准教授

ぼしている。行政官たちの多くは、日々の激務に忙殺されて「行政とは何か？」などとは考えてはいないであろう。このような状況であっても、これまで行政法の学者たちは行政の本質を考え、行政作用を分類し、さらには行政行為に定義を与えるなどの仕事を行ってきた。これらの行政法学者たちの活動は、一見日々の行政機関の活動に何らの影響も与えていないように見えるけれども、裁判所が初めて取り扱う行政絡みの裁判事案において参考にされることもあったし、新たな立法が行われる際に学説の取り込みも行われてきた。換言すれば、研究者が言葉の意味を考えることによって、目に見えない社会的な作用の実体ははっきりと現れ、その本質に迫ることが出来るようになるのである。そしてこのような行政の本質を探るための言語を介したアプローチが実務に影響を与え、社会をよりよい方向に進化させてきたと言ってよい。

筆者としては、「観光」の定義を考えること、それ自体が決して無駄な作業ではなく、まるで行政法学者が実務に影響を与えてきたような意義を見いだせないかと考えている。先述の日本交通公社による観光の定義も、これを試みることによって業務出張と旅行の違いが明らかになり、観光産業が業務出張へ切り込む方法論が新たに考え出されるかもしれない。たとえ定義付けが不可能であったとしても、言葉の意味や意義を考えることは、決して無駄ではない。

II. 再度「観光」とは何か？

前章では「観光」の意味を再度考える重要性を明らかにした。筆者はこれまで、井出(2006)などにおいて、専門としている社会情報学の立場から観光の意味内容を明らかにしようとしてきた。観光の本質を情報刺激としてとらえることで、単なる移動と観光という営みを区別することが可能になったのである。もちろんこの情報学からアプローチした定義も完璧なものではなく、移動を伴わない情報刺激をどのように位置づけるべきなのかといった問題点も多い。しかしながら、情報学の領域から観光を考えたことで思わぬ副産物も発生してきた。観光という観点から情報を見ることで、これまで考えもしなかった情報学の新たな面を発見してきたのである。

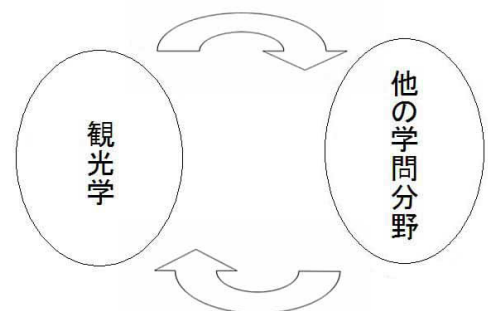
最近筆者が執筆した守屋・井出(2009)でも言及しているが、「夕日」という言葉は、景観の構成要素の一つであり、重要な観光資源であることは予測できる。では、観光行動をとる者達は、一体どこで夕日を見て

いるのだろうか。海辺や山の頂付近で見ているような推測が可能かもしれないが、観光シーンにおけるキラーコンテンツ（欠くことの出来ない切り札となるコンテンツ）としての夕日は、実はレストランにおける食事の際に観賞されていることが分かった。これは、数万件の旅行関連ブログのテキストデータを抽出し、「夕日」という単語が使われる文脈を解析して分かったことである。つまり、「夕日」という環境に関する情報は、レストランという場所で食事とともに楽しまれることが多いのである。

夕日は、詩の題材になることもあれば、黒点の観察対象になることもあり、夕日に対する接近の目的は人それぞれであろう。しかし、観光学という分析の方法を用いない限りは、「夕日」という言葉が、「レストラン」や「食事」という言葉と関連することを見つけれないのではないだろうか。

日本における体系的な観光学研究が始まってから確かにまだ日は浅い。観光はそれ自体の学問体系を確立しているとは未だ言い難いため、これまでの観光学研究は従来から存在していた学問の手法を使って観光へのアプローチがなされていた。『観光学がわかる』(2005)によれば、代表的な観光研究へのアプローチ手法として、地理学・文化人類学・経営学などを用いることが説明されており、伝統的な手法で観光に接近することで、観光という営みが解明されていくロジックが詳述されている。筆者にとってはこの伝統的な手法は、法制度論を元にした「社会情報学」であった。前掲『観光学がわかる』などでも言及されていなかったことであるが、実は伝統的な手法で観光を分析することで、その伝統的な学問分野における新たな発見が可能になるということも筆者にとっての観光学研究の成果であった。

つまり、観光学という新しい学問分野に伝統的な手



相互啓発による相乗効果により学問が進化する

図1

法で切り込むことで、観光学という分野の発展のみならず、既存の学問分野にも大きな進化がもたらされるというインタラクション（interaction：相互作用）が生じるのである（図1）（注3）。

Ⅲ. 「接近の方法」としての観光

観光を「接近の方法」として捉える試論は、いくつかの観光の分野では大変好意的に受け入れられると考えている。

例えば、エコツーリズムは、自然環境への接近方法としてもっとも適切な手法の一つであろう。自然環境のすばらしさは、実際に現地でも自然とふれあわないと実感として分からないであろうし、植物や動物を慈しむ自然の感情も、対象物を前にして初めてわき起こってくると考えられる。また産業観光は、科学技術や工学といった一般人が入りにくい分野に接近する方法として意味のある技法である。

従来の観光の定義において、「移動」が欠くべからざる要素だったとしても、物理的移動は、鉄道マニアなどの一部を除き、観光の本質的要素であったのかという点について思索を巡らせた場合、移動は「観る」ための手段にすぎず、移動が観光の定義の核心にあるかは議論の余地がある。

観光が単なる遊びや娯楽を越えた価値、換言すれば自己啓発などの作用を持っていることを重視するのであれば、本質を「観る」ための観光の意義をより強調しても良いと考える。

Ⅳ. 「接近の方法」としての観光

4.1 一般論としての復興と観光について

筆者はこれまで、復興と観光の相互関係を明らかにするための研究を行ってきたが、この復興という概念は、必然的に「安全」や「開発」という視点を含むこととなる。なぜなら、復興という概念は、災害・事故・事件からのリカバリーを意味しており、復興はその原因となる hazard（災害をはじめとするマイナス発生要因）と分けて論じることが出来ないからである。自然災害からの復興については、災害の記憶を地域にとどめ、人類としての「知の共有」を図ることが重要である。この重要性については、井出(2008)で詳しく触れている。同様に、事故や事件についても風化を防ぎ、その悲しみを「人類の知」として蓄積していくことがやはり大切である。これは、庄子（2008）が水俣を素

材として展開している。

また「復興」については、言葉の意味から考えるならば、負の状態から hazard 前の状況に戻すことを意味しているが、復興の手法そのものは開発と親和性を持つ。何もない地域の交流人口を増やす手法として観光開発は大変有効であり、地域の価値を向上させるという点で復興と同じ意義を有している。

4.2 復興や安全に対する「接近の方法」

3 で述べた「接近の方法」としての観光学については、僭越ながら筆者のこれまでの研究によって、復興や安全といった学問領域に新しい知見をもたらしたのではないかと考えている。

まず第一に、観光という手段を用いた復興形態がどのような状況下で有効になるのかを考察した意義は大きい。前出井出(2008)では、hazard を受けた全ての地域において観光という復興手段が有効なわけではなく、どのような条件下において観光という手段を執ることが有効であるのかということをも解明しているため、災害復興の際の手段を冷静に考えることが可能となる。

次の第二番目の論点としては、観光産業が安全確保に寄与する場面があり得ることを示した点にも復興から観光面を研究してきたことに関する独自の価値がある。これまで、安全学に関するどの書物を繰ってみても、観光産業が安全確保に寄与する可能性があることについては、全く議論の俎上にすら載らなかった。井出(2005)では、観光産業は多くの人々を輸送し、さらには宿泊させるノウハウを持っているため、この知恵を上手く応用するのであれば、被災者のマネジメントが格段に楽になることについても述べた。これは被災者のニーズは何かということ把握する上で観光学の手法が貢献していることを意味している。

第三に、井出(2009)で扱っているが、一般に遊びや余暇と考えられている観光シーンにおいて、観光資源として機能している博物館が被災者への癒しの機能を持ちうることに言及している。被災者の癒しは復興の大きなテーマであるが、これに接近する方法はこれまであまり省みられてこなかった。心理学は有効な接近方法の一つではあるが、観光学は「来訪者に被災の真実を知らせることで癒しを得る」という新しい癒しの道を提示している。

このように観光学から安全や復興に接近することで、これまで見えてこなかった安全や復興の姿が見えてくるのである。これは観光やその研究手法としての観光学が、対象の本質にアプローチするために適している

ツールであることの証左となっていると考えられる。

4.3 観光学と interaction

次に、2 で言及した“interaction”の作用を考えるのであれば、安全学や復興研究を基点とした観光研究への作用についても触れておかなければならない。以下は4.2に対応させ、interactionを意識した記述となっている。

前出井出(2008)では、観光学から安全学および復興研究への貢献という観点から、復興のための手段として観光を用いることが有効となる諸条件について検討したが、逆に復興過程において観光という手段を用いるためにはどのような前提が必要となるのかという点についても、同じ客体を観察することで分かってくる。これは、同一客体をどちら側から見るかによって記述の方向性が変化するだけであり、図2にあるように論理構造としては統一体を形成していることになる。いわば「鶏と卵」の関係を見て取ることが出来る。

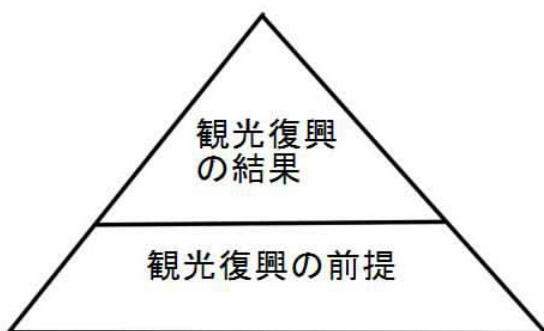


図2

また、井出(2005)では観光という手法を用いることで、安全を確保する道を探っているが、逆に安全を思考の出発点とすることで、観光の新しい側面が見えてくる。具体的には、観光は風評被害などに弱い産業であると言われているが、あえて風評被害が生まれてくる時期に積極的なビジネスを展開する可能性を探ることで、観光の新しい可能性を打ち出しているのである。

さらに、観光資源である博物館が、癒し効果を持つことについて井出(2009)で言及しているが、やはり通常は遊びと思われがちな観光が、実はメンタル面における貢献を訪問先に対して成し遂げており、観光の持つ本質的作用としての「癒し」という効果が新たに発見できたことになる。

こうして考えてみると、観光研究(=観光学)が、安全学や復興研究に新しい側面から光を当てるとともに、同時に安全学や復興研究が観光の未知の可能性を

示してくれることが分かる。正に、図1で示した interaction が実現していると言えよう。

V. まとめに代えて

「接近の方法」という試論は、少なくとも本稿に挙げた例の範囲内では十分に的を射ていると考えられ得る。この試論を揺るぎないものにするためには、より多くの対象に対して、観光というツールで切り込んでいく必要がある。もちろん筆者だけでは足りるはずもないため、より多くの賛同者を得て、新時代の新しい観光の定義を定着させるための努力を続ける必要がある。

注

1 観光庁は、コンベンション誘致のみならず、業務関連の人の移動を増加させようと“MICE推進アクションプラン”を2009年7月に策定した。MICEとは、①企業等の会議(Meeting) ②企業の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive(Travel)) ③国際会議(Convention) ④イベント、展示会・見本市(Event/Exhibition)から成り立っており、観光を娯楽シーンに限定してしまうとこういった観光庁の取り組みと論理的な齟齬をきたしてしまう。

2 言葉の定義を厳密にすることで、かえって観光関連活動が難しくなる例として、エコツーリズムについて考えてみたい。エコツーリズム推進法2条2項では、エコツーリズムの定義として「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」と規定している。この定義では、一人旅のエコツーリズムというのは成り立たなくなる。ツーリズムや観光といったエコツーリズムの上位概念の定義が困難であるため、ツーリズムの低位概念であるエコツーリズムの定義はなおさら困難なものになるであろう。それを無理に定義することは、実態との乖離を生じさせることになりかねず、観光振興の観点からは逆効果となることも考えられる。

3 筆者は、観光研究において「進歩」という言葉を使わずに、あえて「進化」という言葉を意識的に用いている。これは経済学における進化概念(いわゆる「進化経済学」)の考え方が、観光学においても適用できることを確信しているからである。本文でも触れた井出(2006)において、情報刺激による観光産業の進化について言及しているが、この他、イノベーションなどにおいて、進化経済学の考え方は観光学研究をよ

り高いレベルに引き上げると考えている。本書は進化経済学を論ずることが目的ではないので、進化学と観光の考察については別に譲りたい。

参考文献

- 1) アエラムック (2002) : 『観光学がわかる』. 朝日新聞社.
- 2) 井出明(2006) : 次世代観光情報システムの目指すべき方向性、情報処理学会研究報告, 2006(128), pp.99-106
- 3) 井出明(2008) : 災害復興におけるアートマネジメントの役割. アートマネジメント学会第 10 回全国大会予稿集, pp.82-85
- 4) 井出明 (2009) : 観光による災害復興の類型化と目指すべき方向性. 観光科学研究, 2, pp.1-8
- 5) 庄子真岐(2008) : 産業観光の展開可能性に関する研究-青森県六ヶ所村を事例として-. 日本観光学会誌, 50, pp.99-106
- 6) 進化経済学会編 (2006) : 進化経済学ハンドブック. 共立出版.
- 7) 日本交通公社編 (2004) : 『観光読本 (第2版)』. 東洋経済新報社.
- 8) 原田尚彦(2005) : 『行政法要論全訂第六版』. 学陽書房.
- 9) 深見聡 (2009) : 「歴史観光」の地域政策的特性—観光の定義からの再考— : 地域総合研究, 36(1・2 合併号), pp.39-48
- 10) 守屋豊・井出明 (2009) : 観光情報ソーラスの構築と観光言説比較に関する研究. 日本観光学会誌, 50, pp.86-98

(投稿 : 2009 年 12 月 15 日)

(受理 : 2010 年 2 月 1 日)